

137年6月5日

火曜日

第137号 第二三二十九号

昭和三十七年三月三日付けで、郡国府町から申請の

めつだ土地改良事業計画（宮ノ下地区かんがい排水）に

ついては、審査の結果適當と認めたので、土地改良法

（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第三

項において規定する同法第八条第一項の

規定による申請の許可を付す。

目 次

◇告示

漁業監督吏員の任命

漁船立入検査証票の交付

道路位置の指定

土地の公用廃止

教育職員免許状の授与

保険医療機関及び薬局の指定

昭和三十七年度検定供用繩抽出場所

理容師試験及び美容師試験の合格者

告 示

鳥取県告示第三百二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四

条第一項の規定による漁業監督吏員を次のように任命し

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年六月五日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一 日時 昭和三十七年六月七日 午前十一時

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会会議室

任 命

漁業監督吏員 氏名 職名 勤務所 (任命年月日  
証番号 及び証票交付年月日)

三一 佐竹 嘉泰水産技師 農林部水産課 (昭和三十七年五月一日)

鳥取県告示第三百二十二号

漁船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）第二十八条  
の規定による漁船立入検査証票を次のように交付した。

昭和三十七年六月八日

鳥取県知事 石破二朗

交付

漁船立入検査証番号 氏名 職名 勤務所 交付年月日  
一五 四山 勝二 水産技師 境港水産事務所 (昭和三十七年五月二十二日)



名 称 所 在 地	検定供用繭抽出場所
郡是製糸株式会社 倉吉市福吉町一、一六八番地	鳥取県知事 石川一郎
倉吉工場	
日本レイヨン株式会社米子製糸工場	
米子市旗ヶ崎五七八番地	
吉田製糸場 東伯郡東伯町浦安二三三番地の四	
杉本〃 " 羽合町田後三五〇番地二	
種子〃 " 東伯町浦安三九〇番二地	
公 告	
昭和三十七年五月十四日及び五月二十日に実施した理容師試験及び美容師試験に合格した者は、次のとおり	

池本 葉局 東伯郡赤碕町赤碕一五四七  
吉田 勝利局 鳥取市東品治町三八八  
供用 薦抽出場所を次のように指定する。  
昭和三十七年六月八日

名	保 險 醫 療 機 關 又 は 保 險 藥 局
称	所 在
瀬川	八頭郡船岡町船岡五八七 地
瀬川	大医出張所
原	河原町長瀬大月七四
原	医院
日南町国民健康保険	日野郡日南町生山五二の三
日南	病院
医療法人章仁会	倉吉市明治町一〇二七
信生	病院
綾産婦人科医院	鳥取市川外大工町三一
岸	八頭郡河原町河原四八
西村歯科医院	米子市西町二
上林	東伯郡赤崎町西仲町
薬局	倉吉市瀬崎町三七三八の一
谷口薬局有限会社	

太郎  
丸子  
西郎  
明春  
昭和三十七年度一回理容師、美容師試験合格者

島取県知事 石破一郎  
昭和三十七年度一回理容師、美容師試験合格者  
受験番号 氏名 受験番号 氏名  
受験番号 氏名 受験番号 氏名

